吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の塗料原料・塗料製品事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二日
掲載頁　一四〇頁（号外第一四〇号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
平成二十三年五月九日

東京都中央区京橋一丁目六番一号
（甲）三菱商事ケミカル株式会社
代表取締役　大西　圭二

東京都千代田区丸の内二丁目三番一号
（乙）三菱商事株式会社
代表取締役　上田　良一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する日本レイヤー株式会社（住所岐阜県岐阜市折立二九六番地一）に対して当社のコマーシャル鶏事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は平成二十三年四月二十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十月十八日
掲載頁　九十二頁（号外第二一八号）
平成二十三年五月九日

岐阜県岐阜市折立二九六番地一
株式会社ゲン・コーポレーション
代表取締役　渡邉　周治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社イーダブルニュートリション・ジャパン（住所岐阜県岐阜市佐野八三九番地七）に対して当社の抗体事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は平成二十三年四月二十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十月十八日
掲載頁　九十二頁（号外第二一八号）
平成二十三年五月九日

岐阜県岐阜市折立二九六番地一
株式会社ゲン・コーポレーション
代表取締役　渡邉　周治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年五月九日

鹿児島県南さつま市笠沙町片浦九六五番地
有限会社旅館大洋館
代表取締役　中村　貴洋

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年五月三十一日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月九日

京都市左京区北白川東久保田町七五番地
株式会社丸熊
代表清算人　北村　美保

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十三年五月九日

愛媛県松山市中須賀三丁目五番一一号
四国明治株式会社
代表取締役社長　福田　謙一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
株式会社インターナショナルパテントサービス
代表取締役　伊東　忠彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松井和子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月九日

東京都新宿区四谷二丁目一四番嶋ビル四〇三号
ハンツワースシービーリミテッド
日本における代表者　松井　和子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である武部仁彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月九日

神奈川県座間市東原四丁目一一番六〇号
Ｔａｔａ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
Ｌｉｍｉｔｅｄ
日本における代表者　武部　仁彦

限定承認公告

本籍三重県三重郡菰野町大字菰野一〇三七番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　服部　良尚

右被相続人は平成二十二年十月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年三月二十五日津家庭裁判所四日市支部Ｂ係にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日

愛知県名古屋市守山区四軒家二―四一九
相続財産管理人　服部　良隆

限定承認公告

本籍大阪府寝屋川市香里新町三四九番地一、最後の住所大阪府寝屋川市田井町三三番四六号
被相続人　亡　大屋戸　均

右被相続人は平成二十二年九月二十七日死亡し、その相続人は平成二十三年一月十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日

大阪府寝屋川市田井町三三番四六号
相続財産管理人　大屋戸　環

限定承認公告

本籍大阪府大阪市旭区新森七丁目一七一、最後の住所大阪府茨木市庄一丁目四番三三号
被相続人　亡　猪原　正志

右被相続人は平成二十二年十二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年三月二十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日

大阪府門真市江端町七番二棟二〇三号室
限定承認者　猪原　正樹

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市大西町一丁目一番、最後の住所兵庫県尼崎市大西町一丁目一番一〇号
被相続人　亡　橋野　久

右被相続人は平成二十二年十月三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十九日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日

大阪市北区西天満四―一一―二二阪神神明ビル六〇一号　だいち法律事務所
限定承認者渚司
代理人弁護士　今井　力